

## 横手市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第23条第1項の規定に基づく空家等管理活用支援法人（以下「支援法人」という。）の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (指定の申請)

第2条 支援法人の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、空家等管理活用支援法人指定申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

2 前項の規定による申請（以下「申請」という。）には、次に掲げる書類（第3号並びに第9号に掲げる書類にあっては、該当がある場合に限る。）を添付するものとする。

- (1) 定款
- (2) 登記事項証明書
- (3) 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面
- (4) 法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面
- (5) 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表（第7条の規定により既に提出したものを除く。）
- (6) 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書
- (7) 空家等の管理又は活用に資する取り組みのわかる書類
- (8) 法第24条（第3号を除く。第7条において同じ。）に規定する支援法人の業務に関する計画書
- (9) 横手市税の納付に係る証明書
- (10) 前各号に掲げるもののほか、支援法人の業務に関し参考となる書類として市長が必要と認めるもの

3 前項第9号の規定にかかわらず、市長は、申請者が横手市競争入札参加資格者名簿に登録された者であるときは、これらの規定に掲げる書類の添付を省略させることができる。

### (支援法人の指定)

第3条 市長は、申請があった場合において、当該申請の内容が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、法第23条第1項の規定により、その申請者を支援法人として指定するものとする。

- (1) 申請者が特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は空家等の管理若しくは活用を図る活動を行うことを目的とする法人であること。
- (2) 申請者の責めに帰すべき理由により、本市若しくは他の地方公共団体から支援法人の指定を取り消され、その取消しの日から3年を経過しない者でないこと。
- (3) 申請者並びに申請者の役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。）が次のいずれかに該当する者でないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。イにおい

て「暴力団対策法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)

イ 暴力団員(暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。ウにおいて同じ。)

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 横手市暴力団排除条例(平成24年横手市条例第2号)第2条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

(4) 役員のうち次のいずれかに該当する者がいないこと。

ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者

(5) 申請者が支援法人として行おうとする業務の内容が支援法人の業務として適切なものであること。

(6) 申請者が必要な人員の配置、個人情報の保護その他業務を適正かつ確実に遂行するために必要な措置を講じていること。

(7) 申請者が業務を的確かつ円滑に遂行するために必要な経理的基礎を有すること。

(8) 横手市税の滞納がないこと。

(9) 不正の行為、法令に違反する事実又は公益に反する事実がないこと。

2 市長は、申請者を支援法人として指定したときにあつては空家等管理活用支援法人指定通知書(様式第2号)により、指定しないときにあつては空家等管理活用支援法人指定申請拒否決定通知書(様式第3号)により当該申請者に通知するものとする。

(指定の有効期間)

第4条 法第23条第1項の規定による指定の有効期間は、当該指定の日から起算して3年とする。

(名称等の変更)

第5条 法第23条第3項の規定による変更の届出は、名称等変更届出書(様式第4号)により行うものとする。

2 支援法人は、その業務の内容を変更しようとするときは、業務変更届出書(様式第5号)を市長に提出するものとする。

3 前2項の規定による届出には、第2条第2項各号に掲げる書類(変更に係るものに限る。)を添付するものとする。

(業務の廃止)

第6条 支援法人は、その業務を廃止したときは、直ちに業務廃止届出書(様式第6号)により市長に届け出るものとする。

2 市長は、前項の規定による業務の廃止の届出を受けたときは、法第23条第1項の規定による指定を取り消すとともに、遅滞なく、当該支援法人の名称又は商号、住所、事務所又は営業所の所在地及び業務の廃止の届出を受けた年月日を告示するものとする。

(業務の実施報告等)

第7条 支援法人は、法第24条各号に掲げる業務の実施状況について、年度ごとに、当該年度の翌年

度の4月末日までに業務実施状況報告書（様式第7号）、当該事業年度の収支決算書、貸借対照表及び当該事業年度の翌年度の事業計画書を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定による報告の内容について説明又は追加資料の提出を求めることができる。

#### （改善命令）

第8条 法第25条第2項の規定による業務の運営の改善に関する命令（以下「改善命令」という。）は、改善命令書（様式第8号）により行うものとする。

#### （指定の取消し）

第9条 市長は、支援法人が次の各号のいずれかに該当するときは、法第23条第1項の規定による指定を取り消すことができる。

- （1）改善命令に違反した場合
- （2）第3条第1項第1号、第3号から第9号までに掲げる要件に該当しないこととなった場合
- （3）不正な手段により指定を受けた場合

2 前項の規定による指定の取消しは、指定取消通知書（様式第9号）により行うものとする。

- 3 市長は、前項の規定により指定を取り消したときは、遅滞なく、当該支援法人の名称又は商号、住所、事務所又は営業所の所在地及び指定を取り消した年月日を告示するものとする。

#### （所有者等関連情報等の取り扱い）

第10条 支援法人は、法第26条第2項の規定による所有者等関連情報を求めようとするときは、空家等の所有者等関連情報提供請求書（様式第10号）を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による所有者等関連情報の求めがあった場合において、当該支援法人に所有者等関連情報が提供できるときは、空家等の所有者等関連情報提供書（様式第11号）により、提供できないときは空家等の所有者等関連情報を提供できないことの通知書（様式第12号）により通知するものとする。

3 市長は、法第26条第3項の規定による所有者等への同意を得る場合は、空家等の所有者等関連情報の提供についての確認書（様式第13号）により行うものとする。

- 4 支援法人がその会員の事業者等へ所有者等関連情報を提供する場合において、当該事業者が空家等の活用、管理その他の業務を行うときは、あらかじめ、当該所有者等関連情報を提供することについて所有者等の本人（当該所有者等関連情報によって識別される特定の個人をいう。）の同意を得るものとする。

5 支援法人は、その業務で取得した所有者等関連情報について、次の各号の順守に努めること。

- （1）個人情報の保護に関する内部規定を整備すること。
- （2）業務従事者に対し個人情報の保護に関する教育研修を行うこと。
- （3）情報セキュリティ対策を講じること。
- （4）前各号に掲げるもののほか、個人情報の保護のための対策を講じること。

- 6 支援法人は、業務を遂行するに当たり、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第4章第2節を順守すること。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和7年3月28日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年3月5日から施行する。